（様式第９号－１）

工 事 請 負 契 約 書

工事番号　第 2009-0-41 号

１．　工事の目的　　会津大学松長公舎（Ｃ・Ｄ棟）給水・給湯配管更新工事

２．　工事の場所　　会津若松市一箕町松長一丁目　地内

３．　工　　期　　着工　　年　月　　日
完成　２０２１年３月３１日

４．　工事請負代金の額　　金　　円也
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額
金　　円也

５．　契約保証金　　金　　円也

上記の工事について、発注者　公立大学法人会津大学　と、受注者　　は、会津大学工事請負契約約款（以下「約款」という。）の各条項及び別に発注者が指示する設計図書に基づいて、請負契約を締結する。

上記契約の証として、本書２通を作成し、当事者記名押印の上、それぞれ１通を保有する。

年　　月　　日

（発注者）
福島県会津若松市一箕町大字鶴賀字上居合９０番地
公立大学法人会津大学
理事長　　宮崎　敏明　　印

（受注者）

印

特約条項

第１　約款第３８条第１項ただし書きの表中請負代金額２，０００万円以上の場合、発注者と受注者が協議して定める回数は３回（中間前払をする場合は２回）とする。ただし、第１項の部分払を請求する場合にあっては４回とする。

第２　受注者は、受注者の申請に基づき発注者が認める場合、発注者、福島県又は市町村が発注し受注者が受注している他の工事（以下「他の工事」という。）の現場代理人をこの工事の現場代理人とすることができる。この場合において、約款第１０条中第２項中「工事現場」は、この工事の工事現場と当該他の工事の現場を通じて一の工事現場とみなすものとする。なお、受注者の申請及び発注者の承認は文書により行い、発注者は承認の際に必要な条件を付すことができる。

第３　約款第３７条に次のただし書きを加える。

２０１６年４月１日から２０２１年３月３１日までに新たに請負契約を締結する工事に係る前払金で、２０２１年３月３１日までに払出しが行われるものについては、前払金の１００分の２５を超える額及び中間前払金を除き、この工事の現場管理費及び一般管理費等のうちこの工事の施工に要する費用に係る支払いに充当することができる。